

亀山市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第35号

亀山市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

亀山市児童福祉法施行細則（平成17年亀山市規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考5（2）中「390,000円」を「404,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。